

弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告ガイドライン

H I C S ログイン画面へ広告を掲載するに当たっては、その表現について、要綱、基準、要領に定めるもののほか、次に定める事項を順守しなければならない。

1 禁止する表現

次の表現を含む広告は、閲覧者の意志に反した動き、又は誤解を与えるおそれがあるため、使用することができない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「×」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与える記号類）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択ができるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるような誤解を与えるもの）
- (6) G I Fアニメーション

2 H I C S との区別化

閲覧者がH I C S のコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現を使用してはならない。

- (1) 「お知らせ」、「回覧」、「照会」など
- (2) 市の部課名等を連想させる名称
- (3) 市役所や市の関連施設を撮影した写真
- (4) 市章（合併前の旧町村のものを含む）及びこれらに似通ったマーク
- (5) 広告の背景の色は、H I C S ログイン画面の背景の色と差があるものにするか、または縁取りをすること

3 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字やイラストの解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

4 ここに記載のない項目については、上記の方針に沿って個別に協議する。